

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年7月1日

島根県立松江工業高等学校長 松原 紀夫

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
令和7年度 島根県立松江工業高等学校消防用設備等保守管理業務委託一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 対象建物及び住所
島根県立松江工業高等学校 島根県松江市古志原4丁目1番10号
島根県立松江工業高等学校 寄宿舎 島根県松江市古志原4丁目6番37号
- (5) 入札方法
ア 入札は、契約期間の委託料で行うものとする。
イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とすること。この場合、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年2月17日島根県告示第211号）第5条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の委託業務種別「11. 消防用設備点検業務」に登録されている者であること。

- (6) 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 33 条の 3 に規定する当該施設の保守点検に必要な消防設備士の種類の甲種もしくは乙種の消防設備士免状又は同令第 31 条の 6 に規定する消防設備点検資格者の免状を有する者を配置できる者であること。
- (7) 島根県が行う庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (8) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県立松江工業高等学校長が認めた者であること。
- (9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (10) 島根県内に本店を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時に関する事項

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690 - 8528 島根県松江市古志原 4 丁目 1 番 10 号
島根県立松江工業高等学校 事務室
電話：0852-67 - 2121 F A X：0852-67 - 2122
- (2) 入札説明書の交付期間
公告の日から**令和 7 年 7 月 1 4 日（月）午後 5 時**までの間、上記 3（1）の場所において交付するものとする。（交付時間は土日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。）
- (3) 入札説明会
実施しない。別途入札質疑書（様式第 2 号）により質疑のこと。
- (4) 入札参加資格の確認
 - ア この入札に参加を希望する者は、下記(ア)から(イ)の書類を島根県立松江工業高等学校に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
 - (ア) 申請書（様式第 1 号）
 - (イ) 消防用設備点検業務の入札参加資格審査結果通知書の写し
（ただし、登録有効期間内のものに限る。）
 - イ 入札参加資格の確認は、申請書等の提出をもって行うものとし、その結果は、別に定める入札参加資格確認等通知書により各申請者へ通知する。
 - ウ 申請書等の提出期限、提出場所及び提出方法
 - (ア) 提出期限 **令和 7 年 7 月 1 5 日（火）午後 5 時**
 - (イ) 提出場所 〒690-8528
島根県松江市古志原 4 丁目 1 番 10 号
島根県立松江工業高等学校 事務室
電話：0852-67 - 2121 F A X：0852-67 - 2122

- (ウ) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
(郵送の場合は、簡易書留郵送を使用し、提出期限までに必着のこと。)

4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 **令和7年7月17日(木)午前10時から**
(2) 場 所 〒690 - 8528
島根県松江市古志原4丁目1番10号
島根県立松江工業高等学校 大会議室
(3) その他 郵便による入札は認めない。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)61条の2各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す申請書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 入札の取り止め
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。
- (7) 契約書の作成要否
要する。
- (8) 落札者の決定方法
島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (9) 再度入札
再度入札は、2回まで行うものとする。
- (10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県立松江工業高等学校）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。